第 7 編

経済

	—— 内	容 ——	
1	産業別就業者	数	8 7
2	農	業	8 8
3	農村環境改善センク	ター	8 9
4	商	業	9 0
5	エ	業	9 3
6	観	光	9 5
7	労 働 行	政	9 7

1 産業別就業者数

(平成27年10月1日国勢調査)

	Ē	就業	者数	ζ
分	男	女	計	割合
第 1 次 産 業	506	249	755	1.06%
農業	497	246	743	1.04%
林 業	8	3	11	0.02%
漁業	1	0	1	0.00%
第 2 次 産 業	12, 894	4, 878	17, 772	24. 85%
鉱業,採石業,砂利採取業	9	4	13	0.02%
建 設 業	4, 273	844	5, 117	7. 16%
製 造 業	8, 612	4, 030	12, 642	17. 68%
第 3 次 産 業	25, 703	23, 746	49, 449	69. 15%
電気・ガス・熱供給・水道業	171	31	202	0.28%
情 報 通 信 業	1, 705	505	2, 210	3.09%
運輸業·郵便業	3, 733	918	4, 651	6. 50%
卸売業·小売業	5, 181	6, 001	11, 182	15. 64%
金 融 業 · 保 険 業	693	903	1, 596	2. 23%
不動産業・物品賃貸業	1, 117	570	1, 687	2. 36%
学術研究・専門・技術サービス業	1, 419	753	2, 172	3. 04%
宿泊業・飲食サービス業	1, 367	2, 214	3, 581	5.01%
生活関連サービス業・娯楽業	1,046	1, 653	2, 699	3.77%
教育,学習支援業	1, 380	1,691	3, 071	4. 29%
医療,福祉	2,014	6, 134	8, 148	11. 39%
複合サービス事業	214	164	378	0.53%
サービス業(他に分類できないもの)	3, 114	1, 524	4, 638	6. 49%
公務(他に分類されないものを除く)	2, 549	685	3, 234	4. 52%
分類不能の産業	2, 135	1, 397	3, 532	4. 94%
総数	41, 238	30, 270	71, 508	

2 農業

(1) 農業戸数及び就業人口

(2015年農林業センサスによる)

農	家	戸	数	販 売 農	家農業就	業人口
総数	販 売	農家	自給的農家	総数	男	+r
心女	専 業	兼業	日和印辰豕	心 效	77	女
1,032	150	332	550	679	396	283

(2) 狭山茶の栽培と生産状況

(関東農政局統計データより)

	栽 培 面 積	495 ha		
	摘 採 面 積	454 ha		
立 見	生葉収穫量	2,060 t		
産量	荒茶生産量	452 t		

[※]平成19年度以降は市町村別統計データが無いため、平成18年度のデータを記載。

(3) 家畜飼養頭羽数

区分		_	年次	27年	28年	29年	30年	元年
乳	用	牛	(頭)	130	129	116	105	100
肉	用	牛	(頭)	560	548	536	537	508
	豚		(頭)	4, 756	4, 013	3, 990	3, 517	3, 426
採卵鶏	(種鶏含	iむ)	(羽)	58, 850	63, 150	63, 550	63, 550	67, 110

(4) 農業粗生産額

(関東農政局統計データより)

	金額
茶 (工芸農作物)	840, 000, 000 円
乳 用 牛	130, 000, 000 円
肉 用 牛	130, 000, 000 円
豚	490, 000, 000 円
採 卵 鶏	180, 000, 000 円

※平成19年度以降は市町村別統計データが無いため、平成18年度のデータを記載。

3 農村環境改善センター

(1) 工事の概要

名 称	入間市農村環境改善センター
所 在 地	入間市大字下谷ケ貫915番地3
指定管理者	公益財団法人 入間市振興公社
敷 地 面 積	9, 253. 65 m ²
建築面積	1, 096. 28 m ²
延 床 面 積	1, 265. 80 m ²
構造	鉄筋コンクリート造、一部2階建
総 工 事 費	429,876,000円 建物 235,000,000円 外構 194,876,000円
工期	起工 昭和60年9月17日 竣工 昭和61年9月6日

(2) 施設の概要

		面積 (m²)	主 な 施 設					
1	階	943.01	多目的ホール・調理実習室・大小和室・事務室					
2	階	322.79	大小会議室・クラブ室・生活研修室・視聴覚兼図書室					
附帯施設			テニスコート2面・多目的広場					

(3)使用料(団体で使用する場合)

(単位 円)

時間区分	午	前	午	後	夜	間	全	日
使用区分	9 時~	证午	1 時~	~ 5 時	5時3 9時3	0 分~ 0 分	午前 9 午後 9	時~ 時 30 分
多目的ホール		1,000		1,500		2,000		4,000
調理実習室		700		800		1,000		2,200
生活研修室		400		500		600		1,300
視聴覚・図書室		500		600		700		1,600
和室会議室 (大)		500		600		700		1,600
和室会議室 (小)		300		400		500		1,000
洋室会議室 (大)		500		600		700		1,600
洋室会議室 (小)		400		500		600		1,300

(4) 多目的ホールを個人で使用する場合の使用料

(単位 円)

使 用 単 位	使月	料
使 用 単 位	一 般 · 学 生	児 童 ・ 生 徒
使用者1人2時間につき	100	50

(5) テニスコート及びゲートボール場の使用料

(単位 円)

使用区分		時	間区分	2	時	間
テニスコート	テニス	一般•	学 生		500	
	(一面につき)	児 童・	生徒		250	
多目的広場				無		料

備考

市内又は所沢市、飯能市、狭山市若しくは日高市の区域内に住所を有しない個人、法人、 団体等が使用する場合は、規定使用料に100分の50を加算する。

4 商業

(1) 卸・小売別、事業所数・従業員数、年間商品販売額、売場面積

(平成26年7月1日商業統計調査、平成28年6月1日平成28年経済センサスー活動調査)

分	類	事業所数		従業員数 (人)		年間商品販売額(百万円)		売場面積(m²)		
	類	平成 26	平成 28	平成 26	平成 28	平成 26	平成 28	平成 26	平成 28	
合		計	870	955	8, 545	8, 904	203, 303	247, 932	175, 845	187, 510
卸	売	計	148	168	1, 513	1, 511	67, 475	88, 648	_	_
小	売	計	722	787	7, 032	7, 393	135, 828	159, 284	175, 845	187, 510

中小企業融資制度

(2)

		17.43				担保
制度名	申込資格	貝叮	貸付期間	利奉	保証料	保証人
安田 口 八田 報		000	運転資金7年以内 (据置6ヶ月以内)	升	年0.8%以内(定件期间)	下殿
無保証人融資	(6)常時使用する従業員数が、アルバイト・パート社員を含めて20人以下(商業、サービス業は5人以下) であること。 (個人)市内に居住し、かつ住民登録があり、1年以上経過していること。また、源泉徴収による所得税以外の 所得稅、事業稅又は所得割のある市民稅のいずれかの課稅があること。 (法人)市内に本店又は支店登記があり、1年以上経過していること。また、法人稅、事業稅又は法人稅割のあ る法人市民稅の課稅があること。	E E	設備資金 10 年以内 (据置 1 年以内)	1.1%	、たみないない。 たっな 動します。)	尺
	(1)市内に店舗・工場・事業所を有し、引き続き6ヶ月以上同一事業を営んでいること。 (2)市税等の未納・滞納がないこと。(法人の場合は代表者含む) (2)中知等の本のではなかった。(法人の場合は代表者含む)	0	運転資金7年以内 (据置6ヶ月以内)	1	年 1. 59%以内 (CRD 判定・金額	下展
小口特別融資	(3)信用株計協会の代征开済による米債債務を負担していない者であること。(保証人としての債務を含む) (4)許認可等が必要な業種は、その許認可等を取得していること。 (個人)市内に居住し、かつ住民登録があり、1年以上経過していること。 (法人)市内に本店又は支店登記があり、6ヶ月以上経過していること。	2,000 万万	設備資金10年以内 (据置1年以内)	1.1%	別保証料率・定性 要因等により変 動します。)	原則個人は不要、法人は代表者
	(1)創業者であること。 ①事業を営んでおらず、1ヶ月以内に事業を開始しようとする個人		十四十二人 %十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二			不要
信 信 保証型 **	②事業を営んでおらず、2ヶ月以内に会社を設立しようとする個人③新たに会社を設立しようとする法人または、新規中小企業者であること。④事業を開始して1年を経過していないか、経過しているが当該所得に対する市民税の初回納期が到来し	2,000 万円	連転賃金 (年以内) (据置 1 年以内) 設備資金 10 年以内	年 0.8%	年0.8%以内 (定性要因等に より変動しま	原則個人は不要、法人は
柔支 援	ていない個人 ⑤上記②又は③によって設立され1年を経過していないか、経過しているが初回確定申告に至っていない ***		(据置 1 年以内)			代表者
資金品	たハ (2)市内に店舗・工場・事業所を有して事業を開始しようとしている(創業者)、行っている(新規中小企業者) こと。					必
	(3)市税等の未納・滞納がないこと。(法人の場合は代表者含む) (4)信用保証協会の代位弁済による求償債務を負担していない者であること。(保証人としての債務を含む) (5)許認可等が必要な業種は、その許認可等を取得していること。 (個人)市内に居住し、かつ住民登録があること。また、創業者①及び②は、貸付額と同額の自己資金を有して	2,000 万円	設備資金10年以内 (据置1年以内)	年 0.8%		原則個人は 不要、法人は 代表者
	いること。 (法人)市内に本店又は支店登記があること。(創業者③は、登記して6ヶ月以上経過していること。)					

信用保証料補助制度 創業支援資金融資(担保型)を除く上記制度において、当該融資に係る信用保証料の一部補助が受けられます。保証料一括支払時は総額の40%が、分割支払時は初回支払額の50%が、40万円を限度 として補助されます。

入間市商工業振興条例

(商工業振興助成制度)

年度等	三間公割次任		と併せて交付				
助成金の交付年度等	中籍の翌午审から9年間公割がお	- 0 C - 2 X T - X C H - L	上記工場の設置助成と併せて交付				
助成金の限度額	1億円	5,000万円	2,000万円				
助成額の算出	(生産施設建設費 -5,000万円)×5/100	(生産施設建設費 -3,000万円)×3/100	新設について (取得価格 -5,000万円)×5/100				
助成事業の内容	工場の新設(定められた地域内) 原則として従業員 20 人以上雇用するものに限ります。	工場の移設・増設(定められた地域内)	工場の用地取得(定められた地域内) 用地を取得してから2年以内に工場を建設したもので、 は、原則として従業員20人以上雇用するものに限ります。				
助成の種類	-	製造業を宮む方への助成(製券業は除きます。) ※生産施設面積が、建築延 医面積の50パーセント	文上のもので深ります。				

(3) 中小企業融資制度実績

(単位千円)

令和2年6月1日現在

5 工 業

(1) 中分類別、事業所数、従業者数、現金給与総額、製造品出荷額等

(平成30年6月1日平成30年工業統計調査)

(従業者4人以上の事業所)

	1			
産業中分類	事業所数	従業者数 (人)	現金給与総額 (万円)	製造品出荷額等 (万円)
09 食料品	14	2, 309	537, 406	4, 341, 475
10 飲料・たばこ・飼料	11	92	14, 850	78, 334
11 繊維工業品	2	13	X	X
12 木材・木製品	2	17	X	X
13 家具・装飾品	2	37	X	Х
14 パルプ・紙	10	274	114, 281	982, 854
15 印刷	9	263	119, 578	1, 249, 662
16 化学工業製品	8	486	264, 094	7, 651, 704
17 石油・石炭		_	_	_
18 プ ラスチック製品	9	156	50, 984	321,712
19 ゴム製品	4	380	138, 244	888, 928
20 なめし革		_		_
21 窯業·土石	7	123	45, 200	322, 023
22 鉄鋼	5	113	50, 551	742, 887
23 非鉄金属	13	973	524, 497	9, 286, 750
24 金属製品	32	756	303, 903	1, 578, 607
25 はん用機械	9	265	102, 458	371, 938
26 生産用機械	39	723	323, 150	1, 266, 857
27 業務用機械	10	177	78, 888	316, 697
28 電子部品・デバイス	15	297	74, 179	453, 260
29 電気機械	24	2, 082	995, 156	7, 959, 300
30 情報通信	4	145	70, 596	556, 798
31 輸送用機械	20	1, 988	953, 980	7, 325, 789
32 その他の製品	6	74	23, 823	150, 451
合計	255	11,743	4, 807, 233	45, 970, 015

(凡例: -・・・該当なし、X・・・秘匿)

(2) 武蔵工業団地

- ア 所 在 地 入間市狭山ケ原、宮寺
- イ 施行年度 昭和41~44年度(4ケ年継続事業)
- ウ 施工面積 484,519㎡
- 工 総事業費 13億円
- オ 主な土地利用状況

住宅用地 39,450㎡ 8.1%

カ 事業所数 110事業所

(3) 狭山台工業団地

- (7) 所 在 地 入間市狭山台
- (4) 施行年度 平成5年~30年度
- (ウ) 施工面積 473,000㎡
- (エ) 総事業費 狭山台区画整理特別会計で年次計画対応
- (オ) 事業所数 130事業所

(4) ミニ工業団地

ア 金子地区 (新光協同組合・西部協同組合)

- (ア) 所 在 地 入間市南峯
- (1) 施行年度 昭和59~61年度
- (ウ) 施工面積 25,000㎡
- (エ) 総事業費 16.8億円
- (オ) 事業所数 10事業所

イ 野田地区(入間工業協同組合)

- (7) 所 在 地 入間市新光
- (イ) 施行年度 昭和58~62年度
- (ウ) 施工面積 57,000㎡
- (エ) 総事業費 30.8億円
- (オ) 事業所数 8事業所

6 観 光

(1)入間市景観50選

入間市景観 5 0 選は、訪れた市民の心の中に感動と安らぎを与えてくれる自然の風物詩や景観地等を対象として選定し、市の風土や伝統的なものの良さを市民の皆さんに再認識していただくとともに、観光資源としての活用の推進を図る目的で制定。

景観地番 号	5 0 選 景 観 地 名	地区名	景観名		
1	霞川・入間川合流点付近	豊岡	自然景観		
2	蓮花院	豊岡	神社・仏閣		
3	笹井ダム付近	豊岡	都市景観		
4	西洋館	豊岡	都市景観		
5	武蔵豊岡教会	豊岡	都市景観		
6	(旧)ふれあいサンクチュアリ	豊岡	自然景観		
7	高倉寺	豊岡	神社・仏閣		
8	霞川の桜堤(豊高橋〜新霞橋〜大和橋)	豊岡	自然景観		
9	けやき通りと産業文化センター	豊岡	都市景観		
1 0	愛宕神社	豊岡	神社・仏閣		
1 1	愛宕公園	豊岡	公園		
1 2	富士見公園	豊岡	公園		
1 3	花みずき通り	豊岡	都市景観		
1 4	牛沢のカタクリ自生地	東金子	自然景観		
1 5	入間市青少年活動センター	東金子	都市景観		
1 6	中野原稲荷神社	東金子	神社・仏閣		
1 7	八ツ池公園	東金子	公園		
1 8	東光寺	東金子	神社・仏閣		
1 9	龍円寺の観音堂	東金子	神社・仏閣		
2 0	八坂神社	東金子	神社・仏閣		
2 1	日本一の道標といちょう通り	東金子	その他		
2 2	豊泉寺の庭園	金子	神社・仏閣		
2 3	旧サイクリングコース	金子	自然景観		
2 4	桜山展望台と眺望	金子	自然景観		
2 5	加治丘陵	金子	自然景観		

景観地 番 号	5 0 選 景 観 地 名	地区名	景観名		
2 6	茶畑と周辺風景	金子	自然景観		
2 7	八高線沿線風景	金子	自然景観		
2 8	茶どころ通りとその沿道	金子	自然景観		
2 9	金子駅と桜並木	金子	自然景観		
3 0	桂川神社	金子	神社・仏閣		
3 1	東野高校	宮寺二本木	都市景観		
3 2	博物館〔アリット〕	宮寺二本木	都市景観		
3 3	不老川堤と曼珠沙華	宮寺二本木	自然景観		
3 4	入間宮寺教会	宮寺二本木	都市景観		
3 5	出雲祝神社	宮寺二本木	神社・仏閣		
3 6	西久保観音堂とカヤの木	宮寺二本木	神社・仏閣		
3 7	狭山丘陵と周辺景観	宮寺二本木	自然景観		
3 8	大森氏、加藤氏の宝篋印塔	宮寺二本木	その他		
3 9	藤宮道路	藤沢	都市景観		
4 0	上藤沢の六道地蔵	藤沢	その他		
4 1	熊野神社の大スギ	藤沢	自然景観		
4 2	(旧)安川通りの桜	藤沢	自然景観		
4 3	谷田の泉	西武	自然景観		
4 4	円照寺	西武	神社・仏閣		
4 5	入間川の上橋と大ケヤキ	西武	自然景観		
4 6	入間リバーサイドの桜並木	西武	自然景観		
4 7	入間川・中橋から望む風景	西武	自然景観		
4 8	国道 299 号バイパスから見る秩父の山並みと夜景	西武	自然景観		
4 9	旧入間グリーンロッジとそこからの夜景	西武	都市景観		
5 0	八ツ池から旧入間グリーンロッジへの山道	西武	自然景観		

⁽注) 景観地番号 6 「ふれあいサンクチュアリ」および景観地番号 4 2 「安川通りの桜」については、現在廃止されています。

7 労働行政

(1) 市勤労福祉センター

ア 施設の概要

所	在		地	入間市宮寺4102番地17
敷	地	面	積	3, 471 m²
建	築	面	積	575. 308 m²
延	床	面	積	7 4 7. 5 3 1 m²
構			造	鉄筋コンクリート造2階建
着	工年	月	日	昭和61年6月27日
竣	工年	月	日	昭和62年2月28日
使月	月開始	年月	日日	昭和62年4月1日
総	工	事	費	169,975,000円(備品を含む)

イ 施設の使用料

(単位 円)

				, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
時間区分	午 前	午 後	夜 間	全 日
使用区分	8時30分~正午	1時~5時	午後 5 時 30 分 ~午後 10 時	午前 8 時 30 分 ~午後 10 時
大会議室	800	1, 200	1,600	3, 200
中会議室	4 0 0	6 0 0	800	1, 600
研修室(A)	400	6 0 0	8 0 0	1, 600
研修室(B)	400	6 0 0	800	1, 600
和 室 (A)	200	3 0 0	4 0 0	800
和 室(B)	200	3 0 0	4 0 0	800

備考 市内又は所沢市、飯能市、狭山市若しくは日高市の区域内に住所を有しない個人、 法人、団体等が使用する場合は、規定使用料に100分の50を加算します。

ウ 使用料の減免

使用料の減額又は免除の対象及び割合は、次に定めるとおりとします。

- (ア) 市が主催又は共催する行事及び市内の労働関係団体又は市長の認める団体が行う事業
- (イ) 入場料その他これに類する料金を収受しない場合において、市以外の官公署及び公 益事業のため使用するとき 100分の30
- (ウ) 前号以外の場合にあっては、100分の30を限度とし、市長がその都度決定する。

エ 使用料の還付

- (ア) センターの管理上特に必要があるため、指定管理者が使用の許可を取消したとき。 既納の使用料全額
- (ウ) 市内又は所沢市、飯能市若しくは狭山市の区域内の使用権利者に限り、取消した後 その施設等の使用があり、かつ使用料の納付があった場合は、当該納付使用料を還付 するものとする。

才 休所日

センターの休所日は、12月27日から翌年の1月5日まで。

カ センターの管理

センターの管理は、指定管理者の一般社団法人入間市シルバー人材センターに委託しています。

(2) 内職相談

内 職 相 談 利 用 状 況 (H31.4.1~R2.3.31)

ア 相談者数

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
来室者数	42	49	55	47	27	54	29	30	49	48	20	23	473
電話等	43	34	36	25	18	38	32	21	23	17	24	20	331
合 計	85	83	91	72	45	92	61	51	72	65	44	43	804

イ 相談内容

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
求職相談	47	55	61	47	28	68	31	38	51	49	28	21	524
求人相談	10	7	13	6	5	9	9	3	5	3	5	9	84
苦情相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
就業相談	7	8	9	14	7	4	8	4	5	3	9	6	84
調査	21	13	8	5	5	11	13	6	11	10	2	7	112
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	85	83	91	72	45	92	61	51	72	65	44	43	804

ウ 新規登録者数

項目	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
	男	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19 歳以下	女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20~29 歳	男	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
∠0′~∠9 成	女	1	2	1	0	0	2	0	0	0	2	0	1	9
30~39 歳	男	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
30 - 39 ///	女	4	3	7	4	0	7	2	4	0	1	1	0	33
40~49 歳	男	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10 13 //汉	女	3	3	2	1	1	3	0	3	4	2	0	1	23
50~59 歳	男	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
30 33 // ₁ X	女	0	4	1	0	0	2	0	0	1	1	1	0	10
60~69 歳	男	2	1	1	0	0	3	0	0	0	0	0	0	7
00 03 ///3	女	1	2	1	0	0	1	0	0	1	1	2	1	10
70 歳以上	男	0	1	1	1	1	0	2	0	0	1	0	0	7
10 //以上	女	0	2	0	1	0	1	0	0	4	1	0	0	9
合 計	男	3	2	3	1	1	3	2	0	0	1	0	1	17
Ц П	女	9	16	12	6	1	16	2	7	10	8	4	3	94

(3) 労働相談

労働施策の一環として、事業者、労働者等の労働関係による諸問題の事前防止や早期 に解決をするために労使双方の相談窓口として、社会保険労務士による「労働相談」を 毎月1回(第3木曜日)午後1時~4時まで実施しています。

労 働 相 談 利 用 状 況 (H31.4~R2.3)

ア 相談内容

相談内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
賃金関係	0	1	1	0	1	1	0	1	0	0	2	2	9
労働条件	2	0	1	0	0	0	2	0	2	1	0	0	8
就業関係	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	1	1	0	0	1	0	1	0	1	1	1	7
合 計	2	2	3	0	1	2	2	2	2	2	3	3	24

(4) (一財)入間市勤労者福祉サービスセンター

勤労者福祉サービスセンターは、市内中小企業の勤労者とその事業主の方々の福利厚生の 充実を応援しています。安価な会費で充実した事業内容から、会員の皆さんに好評を得てい ます。センターでは、随時会員を募集しています。

ア主な事業

- ・保険事業 弔慰金、重度障害・傷病保険、住宅火災保険
- ・福利厚生事業 人間ドック・健康診断受診・インフルエンザ補助、日帰りツアー、 チケット割引販売、行楽・遊園地等の補助券発行、宿泊施設利用補助ほか
 - イ 会員数

令和 2 年 3 月 3 1 日現在 会員事業所数 3 6 5 所 会員従業員者数 2,2 4 3 人

- ウ 会費 月700円 (入会金500円)
- エ 会員の対象者
 - ・市内の中小企業の事業主及び勤労者(パート含む)
 - ・市内に居住する市外の中小企業の事業主及び勤労者(パート含む)